

和歌山大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針

(いじめ防止対策推進法 第13条関係)

平成29年4月

令和4年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない問題である。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、被害生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ対応する。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動や、塾・スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることなども意味する。
- ◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。
- ◆ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、直ちに警察に通報する必要がある。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしない見えない」との認識に立ち、いじめを見逃さない姿勢が必要である。

（1）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えていた「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケース

もあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

（2）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、被害生徒の心情を踏まえて適切に対処する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。

【具体的ないじめの態様】

[暴力を伴うもの]

- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

[暴力を伴わないもの]

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等の学校の取組

（1）いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、校長が任命した構成員からなる、いじめ対策委員会を設置する。

イ いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

（ア）常任委員

校長、副校長、校内教頭、生徒指導主任、学年主任（以上、コアメンバー）

教育相談指導部主任、特別支援指導部主任、人権教育研究部主任、学級担任、養護教諭

※原則として、いじめ対策委員会の協議はコアメンバーにより実施する。ただし、必要に応じて他の委員または他の教職員を加える。

（イ）非常任委員（重大事態への対応等、必要に応じて協力を依頼する。）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、和歌山県警察西署署員、少年センター職員、児童相談所所員、和歌山大学教育学部名誉教授、同准教授、和歌山大学保健センター医師

※その他、必要とされる関係機関職員を加える。

ウ いじめ対策委員会は、次の役割を担う。必要時には生徒指導部と連携して担う。

（ア）和歌山大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルの検証の中核となる役割

（イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割

（ウ）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（エ）いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、

関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

(才) アンケート実施等、いじめ防止の各種プログラムを準備提供する役割

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、日常の授業における協同学習、ブロック別活動（縦割集団での活動）、ボランティア活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動を、学校行事をはじめとして、あらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、「附中人権デー」の取組を充実させる等、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、学校運営協議会の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを指導する。また、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

保護者に対しては、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

①全生徒を対象に、6月及び11月に質問紙調査等を実施し、支援を要する生徒や各学級の課題を把握する。

②学校生活点検アンケート（いじめアンケート）を6月、10月及び1月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

原則として、「無記名」で全校一斉に実施し、学級担任等が用紙を回収する。

各学年担当者がアンケート回答の点検を行い、いじめ対策委員会がその結果を集約する。学級担任等は、アンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談とともに、直ちに管理職に報告する。なお、いじめアンケートは5年間学校において保管するものとする。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあつた場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

(ウ) その他

①日常からの生徒との会話や1人1台端末を使った連絡など、生徒がいじめ等の問題を訴える複数の手段によって情報を収集する。

②生徒指導主任と教育相談（特別支援）指導部主任が、また、必要に応じてスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー等がこれに加わって、いじめについて定期的に情報交換会を行う。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。必ず複数名で対応する。

(イ) 情報収集及び事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちに情報収集を行い、いじめの事実を確認する。必ず複数名で対応する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、被害生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、被害生徒及びその保護者やいじめを行った生徒及びその保護者に提供する。

ウ いじめが「解消している」状態の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の（ア）（イ）の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。なお、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

エ 関係機関との連携

いじめが、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、和歌山県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に準じて適時・適切に連絡する。また、子ども障害者支援センターや少年センター等の関係機関との情報交換を適宜行う。

オ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

ア 研修

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、年1回以上、校内研修を行う。

イ 自己点検

教職員の言動が、いじめを誘発したり、いじめそのものになったりしていないかを自己点検する機会を設定。（月例指導点検調査実施）

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域等との信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会行事や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

(6) 繼続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己肯定感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、

学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂）をもとに直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1号重大事態）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2号重大事態）

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- いじめにより転校等を余儀なくされた場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態への対処（資料2）

- ア 重大事態が発生した場合（重大事態に至る可能性があると判断した場合を含む。）、直ちに大学（学長）に報告する。
- イ 大学と協議の上、当該事案に対処する組織（対策委員会）を設置する。
- ウ イで定めた組織が指定する調査組織が、事実内容を明確にするための調査にあたる。
学校が主体となって調査を実施する際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で被害生徒及びその保護者に対して提供する。また、大学をとおして文部科学大臣に報告する

附属中学校いじめ防止の取組 年間計画

(■ : 教職員 ○ : 生徒 △ : 保護者の活動)

月	取組内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ■職員会議（いじめ防止推進法、文科大臣基本方針、本校のいじめ対策について共通理解） ○本校のいじめ対策について生徒に説明（学年集会等） △本校のいじめ対策について保護者に説明（育友会総会） ■定例いじめ対策委員会（年度初めの生徒、学級、学年の情報共有）
5	<ul style="list-style-type: none"> ■定例いじめ対策委員会（生徒、学級、学年の情報共有）
6	<ul style="list-style-type: none"> ○生活点検アンケート（いじめアンケート）の実施 ■定例いじめ対策委員会（いじめアンケート回答の確認、必要な対応を検討） ○教育相談週間（担任との個別面談 いじめアンケート回答の聞き取り） ○Q U調査の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ■定例いじめ対策委員会（生徒、学級、学年の情報共有）
8	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ問題に関する研修会（外部講師招聘） ■定例いじめ対策委員会（生徒、学級、学年の情報共有）
9	<ul style="list-style-type: none"> ■定例いじめ対策委員会（生徒、学級、学年の情報共有）
10	<ul style="list-style-type: none"> ○生活点検アンケート（いじめアンケート）の実施 ■定例いじめ対策委員会（いじめアンケート回答の確認、必要な対応を検討） ○教育相談週間（担任との個別面談 いじめアンケート回答の聞き取り）
11	<ul style="list-style-type: none"> ○Q U調査の実施 ■定例いじめ対策委員会（生徒、学級、学年の情報共有）
12	<ul style="list-style-type: none"> ■定例いじめ対策委員会（生徒、学級、学年の情報共有）
1	<ul style="list-style-type: none"> ○生活点検アンケート（いじめアンケート）の実施 ■定例いじめ対策委員会（いじめアンケート回答の確認、必要な対応を検討） ○教育相談週間（担任との個別面談 いじめアンケート回答の聞き取り）
2	<ul style="list-style-type: none"> ■定例いじめ対策委員会（学校いじめ防止基本方針の点検）
3	<ul style="list-style-type: none"> ■定例いじめ対策委員会（年間のいじめ防止対策の振り返り、次年度年間計画の確認）

※事案発生時には臨時にいじめ対策委員会等を開催する。

いじめ問題対応の手順

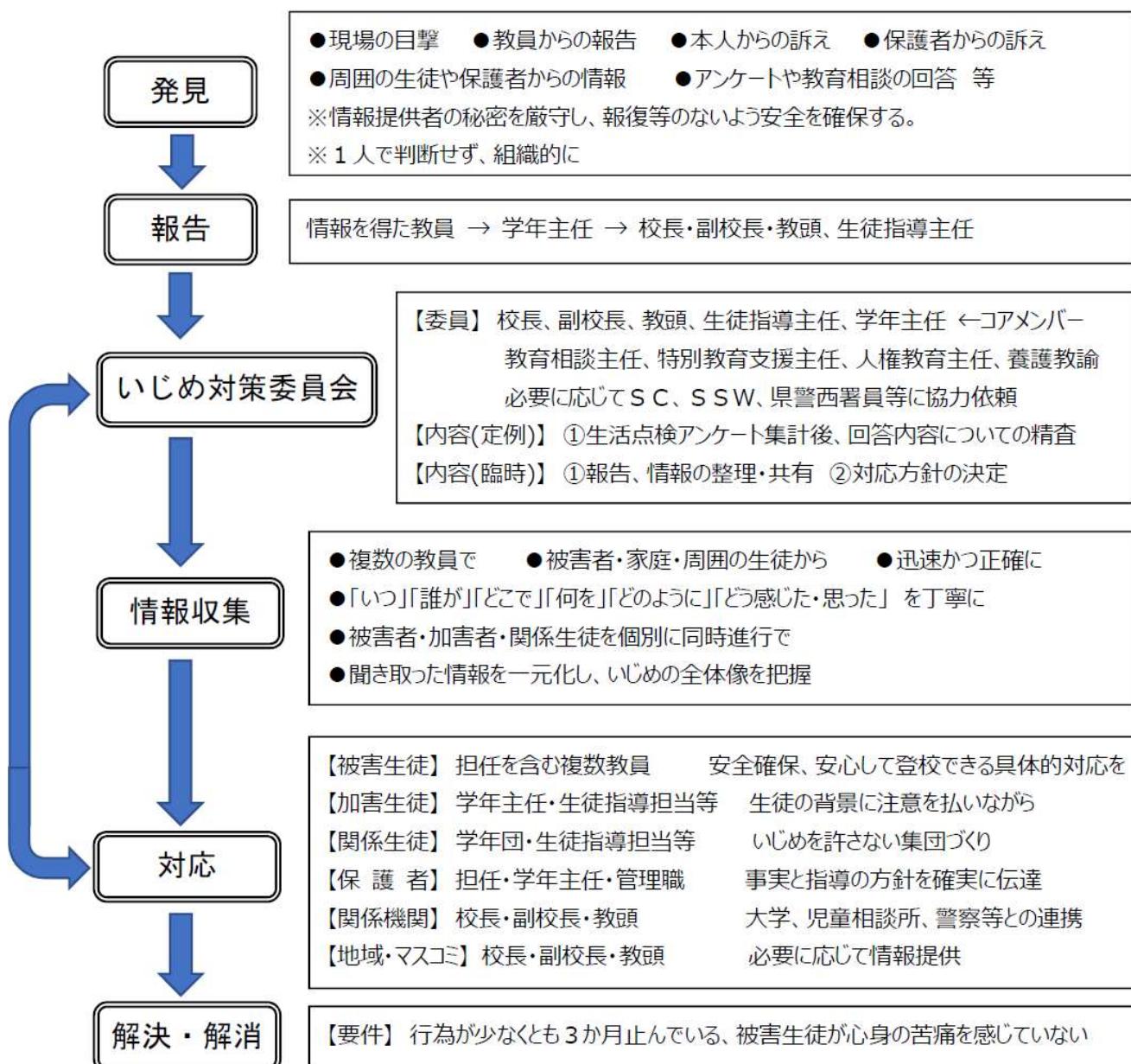
和歌山大学教育学部附属中学校

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめ問題を根絶する基本認識

- 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもつ。
 - 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。
 - 小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
 - いじめられている子供の立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
 - 日頃から子供、保護者、地域との信頼関係の構築に努める。



いじめの早期発見・早期対応のために

学校でのいじめのサイン

- 欠席、遅刻、早退が目立つ
- どこかおどおどして、おびえているように感じられる
- 腹痛等を訴え、保健室や職員室へ頻繁に出入りする
- 授業開始前に机、イス、かばん等が散乱している
- よい発言や行動をしたのに賞賛や評価が得られない
- その子の席に誰も座りたがらない
- 1人で活動することが多い
- 友達とふざけ合っているが、不自然な笑いを浮かべている
- 表情が暗い、どこなく元気がない
- 教師と視線を合わせようとしない
- 学級で問題が起ったとき、名前がすぐ挙げられる
- 教科書、学用品、体操服等が隠されている
- 発表すると笑いや冷やかし、または無視がある
- 班活動のとき机と机が離れている
- 不快な呼び名で呼ばれている
- 理由の分らないケガや服装の汚れ、靴跡がある

家庭でのいじめのサイン

- 学校に行きたがらない
- 転校したいと言う
- 先生と友達を批判する
- 親に隠しごとをする
- 金遣いが荒くなる（親の財布から金が抜かれる）
- 服が汚れている、体に傷がある
- 持ち物が壊されている
- 外に出たがらない

地域からの情報

- 道端や公園で1人でぼつんとしている
- 下校途中、1人の子が、他の子のかばんや荷物を持たされている
- 公園で、1人の子を何人かで取り囲んで、言い合ったり、小突いたりしている

教職員の共通理解・協力体制のもと、日頃から情報共有を

- 日々の会話の中での情報交換
- 学年会での情報交換
- 保健室、相談室、部活動からの情報提供
- 生徒指導部会、教育相談部会等の資料の共有（共有フォルダの活用）
- 朝の打合せでの情報交換
- 生徒指導部会での情報共有
- 校務支援システムを活用した情報共有

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- 自分はきちんと指導できるから、自分の力だけで解決できると過信する。
- 不十分な事実確認のもと、生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断してしまう。
- いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因だと思い、他の教職員に知られたくない感じ、自分で抱え込んでしまう。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 大学に重大事態の発生を報告（※大学から文部科学大臣に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

大学が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

大学の指導・助言の下、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を怠るべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●被害生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楣に説明を怠るようなことがあってはならない。

●調査結果を大学に報告（※大学から文部科学大臣等に報告）

- ※ 被害生徒又はその保護者が希望する場合には、被害生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

大学が調査主体の場合

●大学の指示の下、資料の提出など、調査に協力